

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ひらどし	ふりがな	ひらどしのうぎょうかつせいかけいかく
計画主体名	平戸市	活性化計画名	平戸市農業活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和8年度 令和4年度～令和6年度	総事業費(交付金)	687,684千円(297,697千円)
活性化計画目標	園芸用ハウス(リースハウス)の整備による雇用者(新規就農者等)の増加 7名	事業活用活性化計画目標	①地域産物(振興品目)の販売額の増加 206,353千円の増加 ②地域産物(振興品目)の栽培に取り組む雇用者数(新規就農者等)の増加 R4…9名 R5…6名 R6…8名 ③就農相談会等の開催 年2回の増加(令和9年度～令和11年度)

計画主体 確認の日付	令和4年2月22日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか			<p>平戸市農業活性化計画は、農業経営改善安定機械施設（園芸用リースハウス）を整備し、県やJAの新規就農者研修制度を活用して就農する新規就農者等の生産基盤を整備することで、産地の維持拡大を図ることを目的としています。</p> <p>また、新規就農者の増加は移住・定住の促進に寄与することから、基本方針に適合します。</p>
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか			<p>事業活用活性化計画の目標は、雇用者（新規就農者等）の増加、評価指標は地域産物（振興品目）の販売額の増加と地域産物（振興品目）の栽培に取り組む新規就農者等の増加、新規就農者の相談会の開催です。</p> <p>新規就農者等が農業経営を行うために農業経営改善安定機械施設（園芸用リースハウス）を整備するものであり、目標設定との整合性はとれています。</p>
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。			<p>活性化計画の目標</p> <p>事業実施により活性化を図り、雇用者（新規就農者等）を増やします。</p> <p>事業活用活性化計画の目標</p> <p>新規就農者の農業経営に必要な園芸用リースハウスを整備し「雇用者（新規就農者）の増加」を促します。</p>
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。			<p>平成 24 年から平成 26 年にかけて、本市において本交付金を活用して事業を実施していますが、平成 30 年 9 月の事業評価において目標を達成しています。</p> <p>現在、当地域での活性化計画はありません。</p>
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・			<p>本市が平成 30 年 3 月に策定した「第 2 次平戸市総合計画（平戸</p>

	<p>林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか</p>		<p>市未来創造羅針盤)」において、“新規就農者の確保・育成”、“移住者の受け入れ態勢の強化、市内在住者の定着”を図ることとしています。</p> <p>また、「平戸市農業振興計画（令和2年度～令和11年度）」において“新規就農者の確保・育成等”を図ることとし、平成27年度から新規就農者の確保・育成を図るための市単事業を創設するなど、各種施策・制度との連携・調和は図られています。</p>
1-4	<p>活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか</p>		<p>地域の指導機関である県、JA、市による関係者会議を5回開催しています。</p> <p>R3. 6. 4 第1回 ワーキンググループ会（うち女性2名） R3. 6. 25 第2回 ワーキンググループ会（うち女性2名） R3. 8. 11 第3回 ワーキンググループ会（うち女性3名） R3. 10. 6 第4回 ワーキンググループ会（うち女性2名） R4. 1. 13 第5回 ワーキンググループ会（うち女性1名）</p> <p>関係農林漁業者として事業受益者との検討会を2回開催しています。</p> <p>R3. 12. 21 事業検討会 R4. 2. 3 事業検討会</p> <p>また、地域住民等の合意形成として、活性化計画の公表前に関係機関や地元生産部会との意見交換などを行い、活性化計画の合意形成を図っています。</p> <p>R4. 2. 20 平戸地区いちご部会への説明 R4. 2. 21 平戸地区アスパラガス部会への説明 R4. 2. 23 松浦地区いちご部会への説明</p>
	<p>活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか</p>		<p>地域指導機関による関係者会議には2～3名の女性が参加しています。また、今後計画する地域農業者との合意形成において、女性農業者の意見を聞く機会を設けます。</p>

1-5	事業の推進体制は確立されているか			<p>事業実施主体である「ながさき西海農業協同組合」、県、市によるワーキングチーム会（担当者会）により事業の推進体制が確立しています。</p> <p>また、新規就農者の就農支援については、県、JA、市等で構成する「平戸市営農指導チーム会」を中心に、関係機関の連携を図ることとしています。</p>
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか			<p>活性化計画の目標は「雇用者（新規就農者等）の増加」、事業活用活性化計画目標は「地域産物（振興品目）の販売額の増加」、「地域産物（振興品目）の栽培に取り組む新規就農者等の増加」、「就農相談会の開催」であり、事業内容はこれらの目標を達成するための新規就農者等の園芸用リースハウスを整備することから、整合性は確保されています。</p>
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか			<p>平成 27 年 10 月に策定された「平戸市人口ビジョン」を踏まえ、具体的な施策をまとめた「第 2 期平戸市総合戦略（令和 2 年 3 月策定）」において、下記のとおり基本目標が設定されていることから整合性は取れています。</p> <p>農林業の振興 …新規就農者の確保・育成のための育成システムの実行、経営確立支援の実施</p> <p>移住の受入推進…移住先として選ばれるよう受入体制の整備や支援策の充実を図る。</p>
1-7	計画期間・実施期間は適切か			<p>今後も新規就農希望者の相談が一定数見込まれており、現在の就農相談の状況を踏まえ R4 から 3 か年間の実施期間を設定しています。なお、対象品目の一部について、安定した収益を確保するために最低 3 年の期間を要することから、計画期間は R4 から 5 か年間で設定しています。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか			<p>一般景観区域及び重要景観区域に該当しますが、園芸用リースハウスの整備については届出の必要性はないことを確認しまし</p>

				た。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か			<p>総事業費：687,684,184円</p> <p>交付要望額：297,697,000円</p> <p>交付限度額：交付対象事業費 595,397,572円×交付額算定率 0.5 = 297,698,000円</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か			<p>法第3条第1号関係</p> <p>平戸市の農林地は全体面積の69%を占めており、農林漁業従事者数は全就業者数の19.7%を占めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地面積の割合 $16,237\text{ha}/23,510\text{ha}\times 100=69.0\%$ ・農林漁業従事者数の割合 $3,000\text{人}/15,212\text{人}\times 100=19.7\%$ <p>法第3条第2号関係</p> <p>令和2年度における平戸市の人口は30,641人、直近10年間で5,943人減少しています。また、令和2年度における農業就業人口は1,394人、直近10年間で829人減少しています。</p> <p>このため、本市の人口減少抑制対策の方向性と施策を示す地方版総合戦略「第2期平戸市総合戦略（令和2年3月）」において、“まち”“ひと”“しごと”の自立的かつ継続的な好循環の確立を図るために4つの基本目標を設定しており、そのなかで“産業の振興”“定住・移住の促進”を掲げています。</p> <p>法第3条第2号関係</p> <p>平戸市農業活性化計画では、用途区域を除いた市内全域を計画区域としています。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか			新たに取り組む事業であり、実施中または既に完了した事業を切り替えるものではありません。

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか</p>			<p>園芸用ハウスの整備については、施工管理能力を有する「全国農業協同組合連合会 長崎県本部」への施主代行を行い、施工管理から検査・立会等を一括して委託する予定です。</p> <p>関係法令及び構造検討などについても安全性等を確保することを確認します。</p>
	<p>実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	-		該当なし
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	-		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	-		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>			<p>園芸用ハウス 連棟補強 AP ハウス 8年</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行</p>			<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第 4 の 1 の（1）のア農業生産向上等効果により算定した結果は下記のとおりです。</p>

	われているか)			<p>①いちごハウス</p> <table border="0"> <tr> <td>年効果額</td> <td>36,113 千円</td> <td>総合耐用年数</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>還元率</td> <td>0.1485</td> <td>妥当投資額</td> <td>243,153 千円</td> </tr> <tr> <td>廃用損失額</td> <td>0 千円</td> <td>投資効果</td> <td>1.10</td> </tr> </table> <p>②アスパラガスハウス</p> <table border="0"> <tr> <td>年効果額</td> <td>72,958 千円</td> <td>総合耐用年数</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>還元率</td> <td>0.1485</td> <td>妥当投資額</td> <td>491,232 千円</td> </tr> <tr> <td>廃用損失額</td> <td>0 千円</td> <td>投資効果</td> <td>1.05</td> </tr> </table>	年効果額	36,113 千円	総合耐用年数	8年	還元率	0.1485	妥当投資額	243,153 千円	廃用損失額	0 千円	投資効果	1.10	年効果額	72,958 千円	総合耐用年数	8年	還元率	0.1485	妥当投資額	491,232 千円	廃用損失額	0 千円	投資効果	1.05
年効果額	36,113 千円	総合耐用年数	8年																									
還元率	0.1485	妥当投資額	243,153 千円																									
廃用損失額	0 千円	投資効果	1.10																									
年効果額	72,958 千円	総合耐用年数	8年																									
還元率	0.1485	妥当投資額	491,232 千円																									
廃用損失額	0 千円	投資効果	1.05																									
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか			投資効率はいちごハウスで 1.10、アスパラガスハウスで 1.05 です。																								
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか			<p>実施要領別表 2 における交付対象事業は「生産機械施設」、事業メニューは「⑭農業経営改善安定機械施設」、要件類別は「農山漁村定住促進対策型」で事業は「農村地域等振興支援」です。</p> <p>事業内容は 1 の (1) で、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備です。</p> <p>対象地域となる平戸市は市町村合併前の旧市町区において、特定農山村地域、半島振興地域、離島振興地域のいずれかに該当する地域であり、実施主体は本市を管轄の一部とする「ながさき西海農業協同組合」です。</p>																								
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか			<p>事業実施主体は「ながさき西海農業協同組合」であり、整備する園芸用ハウスはリース方式で新規就農者等へ貸し出します。また、目的外使用など不適切な行為が行われないよう、リース事業契約の締結や施設管理運営規程を設けます。</p>																								
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か																											

	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		園芸用ハウスの対象品目は地域振興品目であり、今後も安定した需要が期待される品目です。また、平戸市で過去に整備した新規就農者用の園芸用ハウスの事例を踏まえて施設整備の内容について計画しています。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		新規就農者等が就農前の座学及び実地研修を修了したのち、なるべく期間を開けずに就農できるよう本事業による園芸用ハウスの整備を計画しています。 施設の利用については、事業実施主体である「ながさき西海農業協同組合」と施設利用者となる新規就農者等において適切なリース期間の設定など検討し、利用料が新規就農者等の農業経営において過度な負担とならないよう検討します。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		施設の規模については、利用者となる新規就農者等労働力などを考慮しながら検討しています。 建設予定地の選定については、地域農業者等の協力を頂きながら利用者自ら選定しており、関連する他の施設の利用等を踏まえ選定されています。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		新規就農者等の園芸用ハウスの整備について、「ながさき西海農業協同組合」が事業実施主体となって整備し、今後3か年間の新規就農者の安定的な就農支援体制を構築する。 また、新規就農者の就農相談から農業経営が安定するまでの間、県、農協、市が連携して支援し、新規就農者の経営安定化と施設の持続的な活用を図る。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		令和4年度の利用者のうち、夫婦で就農する方が2組います。園芸用ハウスの仕様検討の際には、作業性などを考慮し女性の意見も踏まえた仕様を検討していきます。

2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか			本市において近年実施している類似事業の事例に基づき、利用者の希望面積、建設農地の形状などを考慮し、施設の面積と概算事業費を計上しています。
	建設・整備コストの低減に努めているか			本市において近年実施している類似事業の事例や、費用対効果算定に基づきハウスの仕様を決定しています。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か			園芸用ハウスの設置予定箇所は、利用者自らが地域農業者等から情報収集し選定した農地です。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			<p>施設整備予定地については、地権者（既存栽培者含む）に対し、利用者となる新規就農者と市や農業委員会などの関係機関を含め園芸用ハウスを整備することを前提に交渉し同意を得ており、中間管理事業による契約の手続きを行っています。</p> <p>また、事業実施主体である「ながさき西海農業協同組合」において、園芸用ハウスの整備の財産取得の方向性が固まり次第、改めて地権者に説明するとともに、地権者、農協、利用者による3者契約を締結します。</p>
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並	—		該当なし

	びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ-1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	—		該当なし
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	—		園芸用ハウス 対象品目：いちご 220,347,122 円 ÷ 81,450 m ² = 27,054 円/m ² 対象品目：アスパラガス 467,337,062 円 ÷ 36,110 m ² = 12,943 円/m ²
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			事業実施主体である「ながさき西海農業協同組合」において 8 月頃に資金計画及び償還計画等を策定する予定です。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、			一般競争入札または指名競争入札を実施する予定です。一般競争入札に付し難い場合、関係者による検討を重ねたうえで、その

	その理由は明確か			理由を明確にし、指名競争入札により実施します。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか） 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			事業実施主体は「ながさき西海農業協同組合」であり、整備する園芸用ハウスはリース方式で新規就農者等へ貸し出します。 また、目的外使用など不適切な行為が行われないよう、リース事業契約の締結や施設管理運営規程を設けます。 事業実施主体である「ながさき西海農業協同組合」において、専門委員会、理事会の承認を得ています。今後、6月の総代会による審議及び承認を得るとともに、収支計画及びリース計画等を策定する予定です。 なお、経営診断については県農林部団体検査指導室等による審査等を受けることとしています。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）			国庫事業及び県単事業への重複申請はありませんが、市単事業である「平戸市平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用し、市独自の上乗せ補助を申請する予定です。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか			整備するものは園芸用ハウスですが、整備の目的は当地域に定住する新規就農者等の営農開始に必要な施設整備であり、生産振興を目的とした施設ではなく、雇用者（新規就農者等）の増加を図るための施設であるため、当交付金の目的との整合性がとれています。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか			計画している連棟補強 AP ハウスは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では補助対象とならない施設です。 また、産地生産基盤パワーアップ事業は、連棟補強 AP ハウスは補助対象ですが、自力施工による整備が要件となっているため、農協、県、市によるワーキング会議（担当者会）の協議の結果

				、施工能力を有しない新規就農者では取り組むことができないと判断しました。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）			本事業は地域再生計画と地域別農業振興計画に位置付けられた事業です。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。